

30教総第719号
平成31年 3月28日

各市町長
各市町・学校組合教育委員会教育長

様

愛媛県教育委員会事務局副教育長

学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）

このことについて、文部科学省から、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

この通知では、中央教育審議会の答申を踏まえ、各教育委員会及び各学校において取り組むことが重要と考えられる方策について整理されており、学校における働き方改革を強力に推進するため、文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」の設置や、答申の具体化に向けた工程表が示されるとともに、各教育委員会においては、学校種による業務の性質の違いについても十分に考慮の上、必要な取組を徹底するよう強く求められています。

については、貴職におかれましても、国の通知の内容を踏まえるとともに、県教育委員会が策定した「平成31年度業務改善計画」（平成31年3月28日付け30教総第718号）も参考に、学校現場における業務の削減や勤務環境の整備など、学校における働き方改革に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、文部科学省においては、文部科学省ホームページへの動画掲載及び文部科学大臣からのメッセージを作成するとともに、県教育委員会においても、県及び県教育委員会ホームページにおいて保護者・地域の皆様へメッセージを発信していることから、貴市町における研修や地域・保護者、関係機関との連携の際等に、適宜ご活用ください。

《参考》

- ◆文部科学省ホームページ「学校における働き方改革について」
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/index.htm)
- ◆ 同 「～公立学校の校長先生のための～やさしい！勤務時間管理講座」
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/1414532.htm)
- ◆文部科学大臣からのメッセージ
別添3-1～4
- ◆愛媛県・県教委ホームページ「愛媛県の学校における働き方改革について」
(<https://www.pref.ehime.jp/>) (<https://ehime-c.esnet.ed.jp/>)

【担当】

教育総務課企画情報G 小倉、横山
連絡先 089-912-2997（直通）